

広島県告示第**三百九十**号

令和六年広島県告示第五百三十号（令和六年度地籍調査事業計画）、令和六年広島県告示第九百九十六号及び令和七年広島県告示第二十七号の一部を次のように変更する。

令和七年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる内容を同表の変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変更後			変更前		
一 地籍調査本体事業			一 地籍調査本体事業		
調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福山市	(略)	交付決定の日 令和八年三月 三十一日	福山市	(略)	交付決定の日 令和七年三月 三十一日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三次市	神杉地区の一部、 吉舎町三玉の一部、 吉舎町吉舎の一部、 三良坂町灰塚の一部、 糸井町の一部、 君田町櫛田の一部	(略)	三次市	神杉地区の一部、 君田町櫛田の一部、 吉舎町三玉の一部、 吉舎町吉舎の一部、 三良坂町灰塚の一部、 糸井町の一部	(略)
庄原市	(略)	交付決定の日 令和七年六月 三〇日	庄原市	(略)	交付決定の日 令和七年三月 三十一日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
世羅町	(略)	交付決定の日 令和八年三月 三十一日	世羅町	(略)	交付決定の日 令和七年三月 三十一日
神石高原町	近田の一部、 近田の一部、 草木の一部、 高光の一部	交付決定の日 令和八年三月 三十一日	神石高原町	近田の一部、 近田の一部、 草木の一部、 高光の一部	(略)

二・三 (略)

二・三 (略)